

平成22・23年度の格付け

■資格審査基準及び条件

県内建設業者の格付けについては、下記『格付け基準表』及び条件に基づき「奈良県建設工事等競争入札参加資格審査会(以下「審査会」という。)」において決定します。

＜格付け基準表(県内建設業者)＞

| 等級     | 評定事項                                      | 土木一式工事   | 建築一式工事   | 舗装工事   |
|--------|---|--|--|--|
| A1グループ | 総評定点<br>技術職員数                             | A等級の基準を満たし、かつ<br>1000点以上<br>15名以上<br>(うち1級技術者5名以上の1年以上の<br>常時雇用)                     | -  | -  |
| A      | 総評定点<br>資本金<br>技術職員数<br><br>許可の種別<br>昇級条件 | 900点以上<br>4,000万円以上<br>7名以上<br>(うち1級技術者3名以上の1年以上の<br>常時雇用)<br><br>特定建設業<br>直前2年間B    | 900点以上<br>4,000万円以上<br>7名以上<br>(うち1級技術者3名以上の1年以上の<br>常時雇用)<br><br>特定建設業<br>直前2年間B    | 850点以上<br>2,000万円以上<br>3名以上<br>(うち1級技術者1名以上の1年以上、<br>1級又は2級の舗装施工管理技術者(※)<br>の1年以上の常時雇用)<br><br>特定建設業<br>直前2年間B |
| B      | 総評定点<br>資本金<br>技術職員数<br><br>許可の種別<br>昇級条件 | 800点～899点<br>2,000万円以上<br>3名以上<br>(うち1級技術者1名以上の1年以上の<br>常時雇用)<br><br>特定建設業<br>直前2年間C | 800点～899点<br>2,000万円以上<br>3名以上<br>(うち1級技術者1名以上の1年以上の<br>常時雇用)<br><br>特定建設業<br>直前2年間C | 750点～849点<br><br>2名以上  |
| C      | 総評定点<br>技術職員数<br><br>昇級条件                 | 700点～799点<br>2名以上<br>(2級以上の技術者1名以上を含む)<br>直前2年間D                                     | 700点～799点<br>2名以上<br>(2級以上の技術者1名以上を含む)<br>直前2年間D                                     | 749点以下<br>1名以上   |
| D      | 総評定点<br>技術職員数                             | 600点～699点<br>2名以上  | 600点～699点<br>2名以上  | ※「舗装管理技術者」=財団法人道路<br>保全技術センターに登録された者   |
| E      | 総評定点<br>技術職員数                             | 599点以下<br>1名以上   | 599点以下<br>1名以上   |  |

※技術職員は、それぞれの格付け対象業種において、建設業許可に必要な技術者要件を満たしている者に限ります。

- 『総評定点』は、別紙に定める『客観的要素(経営事項審査の総合評定値(P))』と『主観的要素』により算定します。
- 『客観的要素』の算定に用いる総合評定値(P) 通知書の審査基準日(以下、「審査基準日」という。)は、平成20年10月1日から平成21年9月30日までのものとしますが、**承継等のため審査基準日が、当該期間以降となる場合には、入札参加資格申請までに経営事項審査の申請を行い、申請を受理されていることが必要です。**  
評定事項のうち「資本金」、「技術職員数」、「許可の種別」については、**審査基準日及び入札参加資格申請時点において格付け要件を満たしていることが必要です。**
- 前回格付けより、等級要件が2等級以上昇級する者は1等級の昇級に留めませんが、降級する者は該当する等級に降級するものとします。**ただし、前回の格付けが2等級以上の降格した者については、要件を満たせば降格前等級に復帰することを認めます。**
- 初めて奈良県建設工事入札参加資格審査申請書を奈良県に提出した者は、最下位等級を原則とします。  
なお、前回(平成20・21年度)の通常申請をしなかった者で、前々回(平成18・19年度)の格付けにおいて等級を受けた者については、その時の等級より**1等級以上降級**して格付けます。
- 国土交通大臣の特別認定者は、認定された業種に限り1級技術者として取り扱うこととします。
- 公共工事に係る施工技術の確保のため、各業種A等級及び土木B、建築Bの者は、1級技術者及び国土交通大臣特別認定者の1年以上の常時雇用を確認します。  
この**1年以上の常時雇用は、格付け対象となる審査基準日までの1年間**について確認します。  
審査基準日及び入札参加資格申請時点で技術職員数要件を満たしている場合でも、この1年以上の常時雇用が確認できない場合には、A等級及びB等級の資格を認めません。
- 上位の格付け基準を満たしている範囲で**希望する等級へ格付け**します。
- 土木一式A等級業者のうち、「A1グループ」は、上記の格付け基準表においてA1の基準を満たしたうえで、「**A1グループとしての位置付けを希望する者**」とします。  
「A1グループ」に位置付けを希望する者については、毎年度、全ての基準を満たしていることを確認します。
- 各等級(A1グループ含む。)の評定事項(技術職員数(常時雇用)、許可の種別及び資本金。但し、総評定点を除く。)に係る基準(以下、「格付け要件」という。)は、次回の格付けまで満たしていることが必要です。  
なお、**格付け要件を満たさなくなった場合は、報告しなければなりません。**  
この場合には、該当する等級に降級するものとします。
- 技術者の常時雇用について、技術者が退職した場合は退職した日から**2ヶ月以内に退職した技術者と同等以上の資格等を有する技術者を新たに雇用することが必要です。**  
ただし、建設業法で期日が定められている専任技術者等については、法に定められた期限までに届け出る必要があります。

## 総 評 定 点 算 定 基 準

### 客 観 的 要 素 判 定 基 準

客観的要素の評定は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に定める建設業者の経営事項審査に基づいて行う。

### 主 観 的 要 素 判 定 基 準

主観的要素の評定は、平成22・23年度の格付けから次の項目について行う。

格付け評価対象期間：平成20年1月1日から平成21年12月31日までの期間  
（但し、信用度等の表中3～6及び8については除く）

#### 1 工事成績

(1) 格付け評価対象期間（※）に竣工した次の種類の県発注の建設工事（以下「建設工事」という。）の工事成績の平均点（小数点以下切り捨て）により、下表のとおり区分して評定する。

○建設工事の種類：土木一式工事／建築一式工事／舗装工事

| 工事成績  | ～59       | 60  | 61  | 62  | 63  | 64 | 65 | 66 | 67 | 68 | 69 | 70 | 71 | 72 | 73 | 74 | 75 | 76～       |
|-------|-----------|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----------|
| 評 定 点 | 1点につき－10点 | -30 | -20 | -15 | -10 | -5 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 5  | 10 | 15 | 20 | 30 | 1点につき＋10点 |

ただし、上限は130点（工事成績85点以上）、下限は－90点（工事成績54点以下）とする。  
※工事成績については、評価対象期間は平成18年1月1日～平成21年12月31日（4年の平均点）

(2) 前期の評定は、請負金額が1件500万円以上（消費税込み）の工事について行う。  
特定JVにおける工事も対象とする。

#### 2 信用度等

|   | 項 目  | 評 定 点      |
|---|--|------------|
| 1 | 格付け評価対象期間において指名停止措置を受けた者<br><br>指名停止期間が1ヶ月につき△5点。ただし、下限は△120点（24ヶ月以上）とする。<br>1ヶ月未満は切り捨てとする。（1ヶ月と15日の場合は、1ヶ月以下とし△5点）          | 下限<br>△120 |
| 2 | 表彰等  |            |
|   | (1) 格付け評価対象期間に建設業界の発展に貢献したこと等により、叙勲又は褒章を受けた者及びその者が代表する法人並びに国土交通大臣等、又は奈良県知事の表彰を受けた法人（代表者が表彰を受けた場合も含む。）若しくは個人。ただし、加点は80点を限度とする | 40<br>(1件) |
|   | (2) 奈良県発注工事において、工事成績が優秀で奈良県から表彰を受けた者   |            |
|   | i 奈良県知事  | 30         |
|   | ii 土木部長  | 20         |
|   | iii 土木事務所長等  | 10         |
| 3 | ISO認証取得者（入札参加資格審査申請時点）   |            |
|   | (1) ISO9001、またはISO9002の認証取得者   | 20         |
|   | (2) ISO14001の認証取得者   | 15         |
| 4 | 工事中機械器具（※1）を保有している者について、40点を限度とし加点する   | 上限 40      |
| 5 | 技術職員数（※2）<br>格付け基準以上の技術職員1名につき10点。ただし、加点は150点を限度とする  | 上限 150     |
| 6 | 労働福祉の状況（※3）<br>退職一時金制度と企業年金制度の両方を導入している場合  | 20         |
| 7 | 地域でボランティア活動を行い、地方公共団体もしくは公益法人から表彰等を受けた者（※4）  | 15         |
| 8 | 常用労働者である障害者を雇用している場合<br>なお、法律により、障害者雇用状況報告書の提出が義務づけられている場合には、法定雇用率を達成していること（※5）  | 20         |

◇上表において、評定点の前に△があるものは減点数、その他は加点数です。

※1：客観的要素判定基準の対象となる経営規模等評価申請書添付書類の財務諸表の貸借対照表中、有形固定資産の「機械・運搬具」及び「工具器具・備品」欄の減価償却後の合計額100万円につき1点を算定します（小数点以下切り捨て）。

※2：審査基準日がH20.10.1～H21.9.30である総合評定値通知書の技術職員数が、前回の格付け基準以上の雇用に対して加点します。

※3：H20.4.1以降の経営事項審査制度では、退職一時金制度若しくは企業年金制度のいずれかを導入していれば加点対象となったため、その両方を導入している場合に加点対象とします。

※4：建設業者の特性を活かした活動に対して、格付け評価対象期間中に表彰や感謝状等を受けている場合に加点対象となります。2つ以上の表彰を受けている場合であっても、1つのみを算定します。

※5：「障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第2条に定める「身体障害者」、「知的障害者」又は「精神障害者」をいいます。なお、「常用労働者」とは、1年以上継続して雇用されている労働者をいいます。

**格付け基準の改正点**

土木一式工事

| 等級         | 評定事項                                  | 平成22・23年度（今回）  | 平成20・21年度（前回）  |
|------------|---------------------------------------|--|--|
| A1<br>グループ | 総評定点<br>技術職員数                         | A等級の基準を満たし、かつ<br>1000点以上<br>15名以上<br>(うち1級技術者5名以上の1年以上の常時雇用)                 | A等級の基準を満たし、かつ<br>980点以上<br>(うち1級技術者5名以上の1年以上の常時雇用)                         |
| A          | 総評定点<br>資本金<br>技術職員数<br>許可の種別<br>昇級条件 | 900点以上<br>4,000万円以上<br>7名以上<br>(うち1級技術者3名以上の1年以上の常時雇用)<br>特定建設業<br>直前2年間B    | 850点以上<br>4,000万円以上<br>10名以上<br>(うち1級技術者3名以上の1年以上の常時雇用)<br>特定建設業<br>直前2年間B |
| B          | 総評定点<br>資本金<br>技術職員数<br>許可の種別<br>昇級条件 | 800点～899点<br>2,000万円以上<br>3名以上<br>(うち1級技術者1名以上の1年以上の常時雇用)<br>特定建設業<br>直前2年間C | 800点～849点<br>2,000万円以上<br>5名以上<br>(うち1級技術者1名以上)<br>特定建設業<br>直前2年間C         |
| C          | 総評定点<br>技術職員数<br>昇級条件                 | 700点～799点<br>2名以上<br>(2級以上の技術者1名以上を含む)<br>直前2年間D                             | 750点～799点<br>3名以上<br>(2級以上の技術者1名以上を含む)<br>直前2年間D                           |
| D          | 総評定点<br>技術職員数                         | 600点～699点<br>2名以上  | 700点～749点<br>2名以上  |
| E          | 総評定点<br>技術職員数                         | 599点以下<br>1名以上   | 699点以下<br>1名以上   |

建築一式工事

| 等級 | 評定事項                                  | 平成22・23年度（今回）  | 平成20・21年度（前回）  |
|----|---------------------------------------|--|--|
| A  | 総評定点<br>資本金<br>技術職員数<br>許可の種別<br>昇級条件 | 900点以上<br>4,000万円以上<br>7名以上<br>(うち1級技術者3名以上の1年以上の常時雇用)<br>特定建設業<br>直前2年間B    | 850点以上<br>4,000万円以上<br>10名以上<br>(うち1級技術者3名以上の1年以上の常時雇用)<br>特定建設業<br>直前2年間B |
| B  | 総評定点<br>資本金<br>技術職員数<br>許可の種別<br>昇級条件 | 800点～899点<br>2,000万円以上<br>3名以上<br>(うち1級技術者1名以上の1年以上の常時雇用)<br>特定建設業<br>直前2年間C | 800点～849点<br>2,000万円以上<br>5名以上<br>(うち1級技術者1名以上)<br>特定建設業<br>直前2年間C         |
| C  | 総評定点<br>技術職員数<br>昇級条件                 | 700点～799点<br>2名以上<br>(2級以上の技術者1名以上を含む)<br>直前2年間D                             | 750点～799点<br>3名以上<br>(2級以上の技術者1名以上を含む)<br>直前2年間D                           |
| D  | 総評定点<br>技術職員数                         | 600点～699点<br>2名以上  | 700点～749点<br>2名以上  |
| E  | 総評定点<br>技術職員数                         | 599点以下<br>1名以上   | 699点以下<br>1名以上   |

舗装工事

| 等級 | 評定事項                                  | 平成22・23年度（今回）   | 平成20・21年度（前回）   |
|----|---------------------------------------|---|---|
| A  | 総評定点<br>資本金<br>技術職員数<br>許可の種別<br>昇級条件 | 850点以上<br>2,000万円以上<br>3名以上<br>(うち1級技術者1名以上の1年以上、<br>1級又は2級の舗装施工管理技術者の1年以上の常時雇用)<br>特定建設業<br>直前2年間B | 850点以上<br>2,000万円以上<br>5名以上<br>(うち1級技術者1名以上の1年以上の常時雇用)<br>特定建設業<br>直前2年間B |
| B  | 総評定点<br>技術職員数                         | 750点～849点<br>2名以上   | 750点～849点<br>2名以上   |
| C  | 総評定点<br>技術職員数                         | 749点以下<br>1名以上  | 749点以下<br>1名以上  |

■変更項目

| 項 目  | 平成22・23年度（今回）   | 平成20・21年度（前回）  |
|--|---|--|
| 客観的要素判定基準における<br>経営事項審査の総合評定値（P）<br>通知書の審査基準日の期間 | 平成20年10月1日～平成21年9月30日   | 平成18年10月1日～平成19年9月30日  |
| 主観的要素判定基準における<br>格付け評価対象期間                       | 平成20年1月1日～平成21年12月31日   | 平成18年1月1日～平成19年12月31日  |
| 主観的要素判定基準  |   |  |
| 工事成績の評定点   | 工事成績の評価を1点きざみとし、評価割合を大きくする<br>対象期間：平成18年 1月 1日～<br>平成21年12月31日の4年間                          | 工事成績の評価は5点きざみ  |
| 指名停止措置   | 1ヶ月につき△5点（下限は△120点）   | 4段階  |
| 表彰等  | 業界貢献（叙勲、国土交通大臣等） 40点  | 業界貢献（叙勲、国土交通大臣等） 20点   |
|  | 工事成績 知事 30点<br>土木部長 20点<br>土木事務所長等 10点  | 工事成績 知事 15点<br>土木部長 10点<br>土木事務所長等 5点                        |
| ISO認証取得者   | 9001及び9002 20点  | 9001及び9002 15点   |
|  | 14001 15点   | 14001 10点  |
| 工専用機械器具保有者                                       | 100万円につき1点  | 200万円につき1点   |
| 職員数  | 格付け基準以上の技術者1名につき10点<br>（例：前回は土木Bランクで技術者7名を雇用している場合、土木Bの基準である3名を超える4名に対して、1名あたり10点を加点）       | 建設業に従事する職員1名につき1点<br>（総合評定値通知書の建設業従事職員数）                     |
| 地域ボランティア活動                                       | 地域でボランティア活動を行い地方公共団体<br>もしくは公益法人から表彰を受けた者 15点<br>※建設業者としての特性を活かした活動に限定                      | 地域でボランティア活動を行い地方公共団体<br>もしくは公益法人から表彰を受けた者 10点                |
| 障害者の常勤雇用   | 障害者を常用労働者として雇用している<br>場合 20点  | 障害者を常用労働者として雇用している<br>場合 15点                                 |
| 所得税及び消費税の確定申告を行っていない者                            | 廃止  | △30点   |
| 債権差押えを受けた者又は債権譲渡を行った者                            | 廃止  | △15点   |
| 防災協定を締結している者                                     | 経審の評価点が大きく引き上げられたため加点对象としない   | 5点   |
| 昇格について   | 前回の格付けが2等級以上降格した者は、降格前等級の要件を満たせば降格前等級に復帰<br>（例：前々回（H18・19）＝A → 前回（H20・21）＝C → 今回（H22・23）＝A） | 昇格は1等級を限度<br>（例：前々回（H18・19）＝A → 前回（H20・21）＝C → 今回（H22・23）＝B） |
| 希望する等級への位置づけ                                     | 上位の格付け基準を満たしている範囲内で希望する等級へ格付け<br><br>（例：A等級の基準を満たしていれば、A等級以下の希望する等級へ格付け）                    | 格付け基準を満たした等級へ自動的に格付け<br><br>（例：A等級の基準を満たしていれば、自動的にA等級に格付け）   |

■追加項目

| 項 目       | 平成22・23年度（今回）                  | 平成20・21年度（前回） |
|-----------|--------------------------------|---------------|
| 主観的要素判定基準 |                                |               |
| 労働福祉の状況   | 退職一時金制度と企業年金制度の両方を導入している場合 20点 |               |